

第百二十九回国会 参議院農林水産委員会會議録第五号

平成六年六月二日(木曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

六月二日

辞任

谷本 巍君

補欠選任

替野 久光君

出席者は左のとおり。

委員長 浦田 勝君
理事 青木 幹雄君
大塚清次郎君
野別 隆俊君
林 紀子君

委員

井上 吉夫君
北 修二君
佐藤 静雄君
高木 正明君
吉川 芳男君
稲村 稔夫君
替野 久光君
中尾 則幸君
三上 隆雄君
村沢 牧君
井上 哲夫君
星川 保松君
風間 昶君
刈田 貞子君
新聞 正次君

国務大臣

農林水産大臣

加藤 六月君

政府委員

農林水産政務次官	北澤 俊美君
農林水産大臣官房長	高橋 政行君
農林水産大臣官房総務審議官	山本 徹君
農林水産省経済局長	東 久雄君
農林水産省構造改善局長	入澤 肇君
農林水産省農蚕園芸局長	日出 英輔君
農林水産省畜産局長	高木 勇樹君
農林水産省食品流通局長	鈴木 久司君
農林水産技術会議事務局長	武政 邦夫君
食糧庁長官	上野 博史君
林野庁長官	塚本 隆久君
水産庁長官	磯西 迪雄君
事務局側 常任委員会専門員	秋本 達徳君

本日の会議に付した案件
○農林水産政策に関する調査
(平成六年年度の農林水産行政の基本施策に関する件)

○委員長(浦田勝君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、谷本巍君が委員を辞任され、その補欠として替野久光君が選任されました。

○委員長(浦田勝君) 農林水産政策に関する調査

を議題といたします。

平成六年年度の農林水産行政の基本施策について、農林水産大臣から所信を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) まず、一言ごあいさつ申し上げます。

農林水産大臣を拝命いたしました加藤六月でございます。

農林水産行政がまことに重要な時期を迎えておる折から、農林水産大臣の責務の重大さを痛感している次第でございます。

私は、皆様方の御支援、御教示を得て、農林水産行政の責任者として、二十一世紀に向けて我が国の農林水産業に新たな展望を切り開いていくよう最大限の努力をする決意でございますので、よろしく御願い申し上げます。

そこで、農林水産委員会の開催に当たりまして、私の所信の一端を申し上げます。

農林水産業は、国民生活に不可欠な食料の安定供給という基本的な使命に加えて、地域経済・社会の維持発展、国土や自然環境の保全など極めて多様な重要な役割を果たしております。また、国土の大宗を占める農山漁村は、伝統に裏づけられた個性に富む地域文化をはぐくみ、緑と潤いに満ちた生活・余暇空間を国民全体に提供するという機能を有しております。

こうした役割や機能を持つ我が国の農林水産業と農山漁村をめぐる状況は、経済の高度化、人口や産業の都市への集中といった諸情勢の変化の中で、従事者の減少、高齢化の進行、山村等における過疎化の進行など近年大きく変貌しております。

加えて、昨年十二月十五日にガット・ウルグアイ・ラウンド交渉が実質合意を見たところであり、我が国農業・農村は新たな国境措置のもとで

激しい環境のもとに置かれることになることを認識しております。

この際、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉に関しまして御説明申し上げます。

我が国は、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉において、世界最大の農産物輸入国としての立場から、食料の安全保障や環境保全等のために農業が果たしている役割を重視すべきことを強く訴え、包括的関税化に対しては、世界の大勢がこれを受け入れる方向にある中で、国会決議の趣旨を踏まえ、これを回避すべく最大限の努力を傾注してきたところであります。

このような状況のもとで、昨年十二月、市場アクセス交渉グループのドゥニ議長から調整案が提示されました。この調整案につきましては、米について関税化の特例措置が認められているものの、米のミニマムアクセスの加重や米以外の農産物の関税化という点で、我が国農業にとってまことに厳しい内容を含むものであります。しかしながら、この調整案は、各国の対立する意見を踏まえたぎりぎりのものであるとともに、我が国の主張にも相当程度の配慮がなされたものであり、自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点も含め、前内閣のもとにおいてぎりぎりの検討を行った結果、政府としては、この調整案を受け入れの決断を下したところであります。

この農業合意においては、米については平成七年から六年間関税化が免除され、ミニマムアクセスとして消費量の四％から八％に相当する量の輸入をすることとし、七年目以降の取り扱いについては協議されることとなっております。また、乳製品、でん粉等米以外の輸入制限品目等についてはすべて関税化することとなり、一般関税品目とあわせて六年間で平均三六％の関税引き下げを行

うこととなっております。また、林産物及び水産物についても一定の関税引き下げを行うこととなっております。

なお、今回、合意された内容を収録した最終文書につきましては、本年四月にモロッコで開催された閣僚会合において正式に署名が行われ、農業協定を含む世界貿易機関を設立する協定の文言が最終的に確定いたしました。政府としては、今後、国会の御承認をいただき、農業合意については、来年四月一日から実施することとしたいと考えております。

このような中で、今後の農林水産行政を推進するに当たっては、長期的展望のもとに魅力あふれる農林水産業と活力ある農山村を著実に実現していくとともに、国民にとって真に豊かな国土を形成していくことが重要であると確信しております。

このため、農林水産省といたしましては、今後「新しい食料・農業・農村政策の方向」、いわゆる新政策に即しまして、二十一世紀に向けた農業構造の早期実現を図りつつ、農山村が多種多様な活力のある地域社会として発展することができるよう努めてまいります。また、今回のウルグアイ・ラウンドの農業協定の実施に伴う国内対策につきましては、昨年十二月に閣議了解されました「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業政策に関する基本方針」に沿って設置した緊急農業農村対策本部において検討の上、農政審議会における御議論を踏まえつつ、逐次所要の施策の具体化に向けて万全を期してまいります。

なお、国民の主食である米につきましては、昨年の未曾有の不作に対応して緊急特例的に輸入した外国産米と国産米とを一体としたきめ細かな需給操作等により、その安定的な供給に努めてまいります。

以下、平成六年度における主要な農林水産施策について申し上げます。

る農業・農村づくりを進めるための施策の充実強化に努めてまいります。特に、ウルグアイ・ラウンド農業合意成立に伴う今後の国際化の進展を踏まえ、緊急に国内農業の体質を強化するための対策を積極的に推進してまいります。

第一は、国民生活に欠かせない食料を安定供給する担い手の育成であります。効率的、安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が生産の大宗を担う農業構造を早期に実現することが急務であります。このような担い手育成のための総合的な融資制度の創設を初め、農業経営の改善、農地の利用集積、低コスト生産の実現に資する生産基盤整備の推進など、各般の施策を積極的に展開してまいります。

第二は、中山間地域を初めとする農山村の活性化であります。特に、国土の保全、自然環境の維持に寄与している中山間地域の活性化は、国土の健全な発展を図る上で極めて重要であります。本年は、高付加価値型・高収益型農業の展開、農業経営の複合化等の推進、定住条件の総合的な整備の促進など各種の施策の一層の充実に努めます。

第三は、立ちおくれている農村地域の生活環境の整備であります。

都市と比較して著しく立ちおくれている農村地域の生活環境の整備を図るため、集落排水施設や農道等の整備を推進し、地域住民が誇りを持って快適に居住できるよう、景観形成等に配慮した「美しいむらづくり」を進めてまいります。

第四は、活力ある農業生産の展開であります。昨年の未曾有の冷害の経験にかんがみ、気象条件に左右されにくい生産体制を早急に構築していくこととしております。

米につきましては、昨年から取り組んでいる水田営農活性化対策について、需給事情に対応して転作面積を緩和して実施することとしております。

また、畜産物、野菜、畑作物等につきましても、価格安定対策の適切な実施に努め、経営体の

育成強化を初めとした生産の活性化等を推進してまいります。

第五は、環境問題への積極的な対応と国際協力の推進であります。

農業が有する環境保全機能と物質循環型産業としての特質を生かして、地域合意に基づく環境保全型農業を総合的に推進してまいります。また、食品産業における廃棄物の減量化、再資源化等に對する取り組みを積極的に推進してまいります。さらに、熱帯林の減少等に対する地球環境保全対策を強化し、開発途上国等への農林水産協力により国際協力を推進してまいります。

第六は、技術の開発とその普及であります。

今後、我が国農業の体質を強化していくためには、技術の開発、普及による農業生産の効率化と労働時間の短縮が肝要であります。このため、革新的な農業機械等の開発、実用化等を推進してまいります。また、生産性の飛躍的向上、高付加価値化等を図るため、基礎的、先導的研究を推進し、冷害等異常気象、環境問題等の重要政策課題に対応した研究開発を強化してまいります。

さらに、農業に関する普及事業についても総合的な普及指導体制を確立するほか、一九九五年農業センサスを実施いたします。

第七は、食品産業、消費者対策の推進であります。

食品産業につきましては、近年の消費者ニーズの多様化、国際化の進展等の状況も踏まえつつ、食品流通の構造改善、食品産業の振興を図ってまいります。また、消費者が安心して食生活を送ることができるよう、輸入食品の品質表示の適正化等に努め、消費者被害の未然、再発防止及び救済のための総合的な対策を実施してまいります。

このほか、農業災害補償制度の円滑な運営等にも努めてまいります。

次に、林業の振興についてであります。

森林は、緑と水の源泉であり、地球環境の保全、豊かな国民生活の実現のためにもかかせない役割を果たしておりますが、林業は、現在、

山村地域における過疎化、高齢化の進行、木材価格の低迷等依然として厳しい状況にあります。

このような状況に対処するため、民有林、国有林を通じた森林の流域管理システムの確立を基本として、森林整備事業及び治山事業の計画的な推進、保安林の緊急かつ計画的な整備、林業の担い手の育成強化、生活環境の整備、国産材の供給体制の整備、木材産業の体質強化、林業金融制度の拡充強化といった各般の施策を推進し、森林の整備と山村地域の活性化に努めてまいります。

また、国有林野事業につきましても、改善計画に基づき、経営の健全性の確保に努めてまいります。

次に、水産業の振興についてであります。

水産業につきましては、公海漁業に対する規制の強化、我が国周辺水域の資源状況の悪化、漁村活力の低下等厳しい状況にあります。

このような中で、平成六年度を初年度とする第九次漁港整備長期計画及び第四次沿岸漁場整備開発計画を策定し、二十一世紀への橋渡しとなるこれらの計画を通して、水産業の振興、活力ある漁村の形成、美しい海辺環境の保全等を図り、来るべき沿岸の新時代に向けてその基盤を確立してまいります。

また、資源管理型漁業、つくり育てる漁業の推進等により、我が国周辺水域の漁業振興を図り、漁業経営基盤の強化、漁業就業者の育成、確保、水産物の需給、価格の安定等各般の施策を講じてまいります。

以上のような農林水産施策を展開するため、平成六年度の農林水産予算の編成に際しましては、今後の農林水産政策の着実な推進の第一歩として、十分に意を尽くしたところであります。

また、施策の展開に伴って必要となる法制の整備につきましては、今後、当委員会の場におきましてよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し上げますが、私は、魅力あふれ、活力に満ちた農林水産業、農山村

の実現に向けて全力を尽くしてまいります。
委員各位におかれましては、農林水産行政推進のため、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。
○委員長(浦田勝君) 以上で所信の聴取は終わりました。

本件に関する質疑は後日に譲ります。

○委員長(浦田勝君) 北澤農林水産政務次官から発言を求められておりますので、この際、これを許します。北澤農林水産政務次官。

○政府委員(北澤俊美君) 農林水産政務次官を拝命いたしました北澤俊美でございます。

我が国の農林水産行政は、幾多の重要な課題を抱えておりますが、加藤大臣を補佐いたしまして、全力を傾けて諸課題に当たりたいと存じております。

委員各位の御支援のほどを心からお願ひ申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。
○委員長(浦田勝君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

五月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料自給の回復と食料の安全に関する請願 (第八五号)

一、農林年金等公的年金制度改正に関する請願 (第八四号)

一、国営川辺川総合土地改良事業の中断に関する請願 (第九三七号)

一、農産物などの市場開放に伴う農林業・農山村の活性化対策等に関する請願 (第九五〇号) (第九五五号)

一、食料自給の回復と食料の安全に関する請願 (第九六一号)

第八八五号 平成六年四月二十五日受理
食料自給の回復と食料の安全に関する請願

請願者 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田一八七ノ三 肥後洋子外
四十九百九十九名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第八一号と同じである。

第八九四号 平成六年四月二十五日受理
農林年金等公的年金制度改正に関する請願

請願者 大分県別府市石垣西二ノ五ノ二
山崎貴志外百二十名
紹介議員 林 紀子君

政府は「高齢社会にふさわしい年金制度」のための「改革」を行うとして、重大な改悪を含む「年金改革法案」を国会で強行しようとしている。それは、年金財政の安定化を加入者の負担増と受給者への給付抑制によって図るというものである。しかし、これが実施されれば、国民の中にある公的年金への不信感はますます増幅され、むしろ現在既に問題となっている「年金空洞化」に拍車を掛けることは疑いない。厚生年金の制度改正の方向は、私たちの職域年金である農林年金の制度をも決定付ける。農林年金職域では、各系統団体の平均定年年齢がまだ六十歳に達していない現実や農山漁村地域における所得水準や高齢者雇用条件が都市部に比べて厳しい状況にあるなど、年金支給開始年齢の延伸や給付水準の低下などが私たちの生活にもたらす矛盾は他制度に比べて甚だ深刻なものである。公的年金は文字どおり「公的」施策であり、基礎年金に対する国庫負担を三分の二に増額すれば六十五歳支給開始と同じ財政効果が期待できるという厚生省の試算も発表されていることと、社会保険関連の国庫負担を増額することが直ちに着手されるべき「制度改正」の課題である。ついては、安心して働き、また生活できる国民本位の年金制度を実現するため、農林年金法改正案等の審議に当たり、次の措置を採られたい。

一、年金支給開始年齢は六十歳とすること。また、看護婦など深夜労働従事者などの職種の支払、支給開始年齢を五十五歳とすること。
二、給付抑制につながる年金給付額決定方法の変更(処分所得スライド)、雇用保険の失業給付との併給調整を行わないこと。
三、保険料掛金の引上げ、ボーナスからの保険料掛金徴収を行わないこと。
四、全額国庫負担による最低保障年金を創設し、無年金者を無くすること。当面、基礎年金への国庫負担を三分の二へ増額すること。
五、被用者年金の労使負担割合を計画的に労働者三割使用者七割とするともに、零細事業主負担に対する助成措置を講ずること。
六、在職支給年金の改善と、国民年金繰上支給の減額率の緩和を図ること。
七、育児休業中の保険料(掛金)本人負担分を免除すること。

第九三七号 平成六年四月二十七日受理

国営川辺川総合土地改良事業の中断に関する請願
請願者 熊本県北郡北町乙千屋六四六
ノ二 伊藤武範外十六名
紹介議員 紀平 倬子君

国営川辺川総合土地改良事業は、そもそも昭和三十四年ごろの農業構造改善事業等の農業政策に合致させるため、熊本県が水田開発を目的とした「川辺川総合開発計画」が基本となり、その後国の米の余剰在庫問題による生産調整減反政策により、水田開発が禁止され、やむなく畑地灌漑(かんがい)に名目を変更し継続計画が進められている。本来の水田開発が中断した現況においては、特に水を必要としない作物に転換し、既に規模拡大経営を指向してきた農家が現況以上の経営投資はかえって経営不安定を促し、小規模農家においては後継者もいないため、過剰な経営投資はかえって償還金等の負債を後世に残す結果となる。また現在の農業情勢では意欲的に農業経営の規模拡大充実を目指す農家はいない。ついては、税金の無駄使いになる国営川辺川総合土地改良事業を中断されたい。

第九五〇号 平成六年四月二十七日受理

農産物などの市場開放に伴う農林業・農山村の活性化対策等に関する請願
請願者 長野県南安曇郡豊科町大字高家
四、三三一 宮沢宗弘
紹介議員 村沢 牧君

我が国の農林業を取り巻く情勢は、担い手の減少・高齢化、国内農産物価格の低迷、木材需給量の減少等により一段と厳しくなっている。このような情勢の中でのカット・ウルグアイ・ラウンドにおける米市場の部分開放や麦・乳製品などの関税化、林産物の関税引下げ等についての合意は、農林業者の将来に対する不安や危機感を一層強めるとともに、地域経済の柱である農林業・農山村の活力低下を招くおそれがある。ついては、農林業が果たす公益的機能の維持、食料の安全性や安定供給確保の上からも国内農林業・農山村の活性化を図るため、次の措置を採られたい。

一、担い手育成、確保対策を強化するとともに、生産・生活環境基盤整備の促進など農林業振興のための助成制度を充実強化すること。
二、環境保全型農業を推進するとともに、中山間地域等条件不利地域対策を充実強化すること。
三、米の備蓄制度等を含めた新たな米管理システムを早急に確立すること。
四、輸入米の安全性を確保すること。
五、国産農産物等の流通・価格対策を充実強化すること。
六、生鮮りんごの輸入に係る病害虫防疫対策に万全を期すること。

第九五五号 平成六年四月二十七日受理

農産物などの市場開放に伴う農林業・農山村の活性化対策等に関する請願
請願者 長野県伊那市西春近四、〇五二
溝上正男
紹介議員 今井 澄君

この請願の趣旨は、第九五〇号と同じである。

第九六一号 平成六年四月二十八日受理
食料自給の回復と食料の安全に関する請願

請願者 埼玉県新座市野寺四ノ七ノ二 小

原力外七千九百九十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八一号と同じである。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、農産物などの市場開放に伴う農林業・農山村の活性化対策等に関する請願(第一〇四七号)

第一〇四七号 平成六年五月十一日受理

農産物などの市場開放に伴う農林業・農山村の活性化対策等に関する請願

請願者 長野県茅野市北山一、一九三 篠

原文三

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第九五〇号と同じである。

五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「五年」を「十年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成六年六月七日印刷

附則第十一条の四第九項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。
附則第三十二条の三の二第十三項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に、「平成五年分」を「平成七年分」に改め、同条第十六項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

五月二十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、食料自給の回復と食料の安全に関する請願(第一一九五号)

第一一九五号 平成六年五月十七日受理

食料自給の回復と食料の安全に関する請願

請願者 新潟市信濃町二五ノ三三 藤沢寿

子外七千九百九十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第八一号と同じである。

平成六年六月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局